

# 稚内市いじめ防止基本方針

～いじめを許さない学校づくりに向けて～

令和 6 年 3 月

稚内市教育委員会

# 目 次

## I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
(2) いじめの定義	2
(3) いじめの具体的な態様	3
(4) いじめの要因	4
(5) 重大事態	5
(6) いじめの解消	7

### 2 稚内市教育委員会、学校、家庭の責務

(1) 稚内市教育委員会の責務	8
(2) 学校及び学校の教職員の責務	9
(3) 家庭の責務	11

## II 対策の内容に関する事項

1 基本方針	13
2 組織の設置	13
(1) 校内いじめ対策委員会（各学校）	13
(2) 稚内市いじめ問題対策委員会（稚内市教育委員会）	14
3 重大事態への対処	15

## I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

稚内市の子ども達は、長年、子育て運動の下、学校・家庭・地域と共に育ってきました。

子育て運動の目的は、「すべての子ども達のすこやかな成長のためには、授業がよく分かり、学校生活が生き生きと楽しく、その学校が地域社会に根付いていること、明るく健康な家庭、思いやりと文化の香りのする平和で豊かな地域社会の存在が必要条件です。」となっており、これに加え、すべての児童生徒が「自分は必要とされている」と感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるよう、いじめ防止を推進する。

#### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ① いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は全ての児童生徒が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- ③ いじめの防止等の対策はいじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ学校・家庭・地域の関係者、地方公共団体その他関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### ※基本理念を進めるにあたっての注意すべき事項

- ア いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。

イ 発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。

ウ 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を構築、修復していく力を身に付け、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

## (2) いじめの定義

いじめの定義は、いじめ対策防止推進法において次のとおり規定されており、これを踏まえて取り組むものとする。

### (定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

ア いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し対応する。

イ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

ウ 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや、被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

エ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

オ 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### (3) いじめの具体的な態様

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報して対応するとともに、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要がある。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

そのため、行為自体の問題性の軽重で深刻か否かを判断するのではなく、それらがもたらす心身の苦痛を見据えて深刻か否かを判断して取り組むことが大切になる。

#### (4) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ① いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ② いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ④ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準からはずれた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づ

くりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- ⑤ いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組みが十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

#### (5) 重大事態

重大事態とは、法で次のような状態をさす。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態等になった場合、重大事態として捉える必要がある。

なお、下記は例示であることから、これらを下回る程度の場合であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ア 児童生徒が自死を企図した場合

- ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

イ 身体に重大な傷害を負った場合

- ・リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・暴行を受け、骨折した。
- ・投げ飛ばされ脳震盪となった。
- ・殴られて歯が折れた。
- ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

※の事例については、このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉え、対応すること。

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。

エ 精神性の疾患を発症した場合

- ・病院等にかかり、診断書が出された場合。

② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要。

## (6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

前述のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 2 稚内市教育委員会、学校、家庭の責務

### (1) 稚内市教育委員会の責務

- ・ 全ての児童生徒が、安心して通うことができるいじめのない学校づくりを進めること。
- ・ 法や国のいじめ防止等のための基本的な方針、北海道いじめ防止基本方針等を踏まえ、次の取組みを進めること。

① 市民に対して、いじめ防止等の取組みについて理解を促すよう、あらゆる機会をとらえて啓発を進め、いじめをなくすという意識の醸成を図る。

② 学校の取組みを広く情報提供する開かれた学校づくりの推進、地域の教育資源等を活用しながら取り組む特色ある学校づくりの推進、教育に直接携わる教職員の資質能力の向上に向けた取組みなどを通じて、信頼される学校づくりを進めるよう指導する。

③ 学校いじめ防止基本方針の改善充実に向けて、次の取組みを継続して行うよう指導する。

ア 基本方針の学校のホームページでの公開や児童生徒、保護者、地域、関係機関等への積極的な周知

イ 在籍する児童生徒やその保護者からの意見の聴取

ウ 学校評価を活用した基本方針の見直し

④ いじめの早期発見に向けて、次の取組みを工夫するよう指導する。

- ア 在籍する児童生徒に対し、いじめを訴えやすいような児童生徒を対象としたアンケート調査の工夫改善
- イ アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施すること
- ウ いじめに係る相談体制の整備や相談しやすい方法の工夫

- ⑤ いじめの問題に適切に対応することができる教職員の育成のため、研修会を年1回以上は開催する。
- ⑥ いじめ問題への対応について、校長の強力なリーダーシップの下、学校いじめ対策組織を中心として組織的に対応するよう指導する。
- ⑦ いじめ対応支援ツール等を活用した組織的かつ実効的な対応を進めること
- ⑧ いじめが発生した場合に、学校だけでは解決が困難なときは、積極的に市教委が関与して早期解決に努める。

## (2) 学校及び学校の教職員の責務

### ① 学校の責務

学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組みを進めることが望まれる。

- ア 学校は、学校いじめ防止基本方針をホームページ等で公開すると共に、いじめ防止等の取組み体制の確立と、校内研修実施計画の策定、実施し、PDCA サイクルによる方針の点検と見直しを年1回以上行うこと。
- イ 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り

強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。

ウ 学校は、児童生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組みを進める。

エ 学校は、児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組みにとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。

オ 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。

カ 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知をする。

キ 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

ク 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取り組みを進める。

## ② 教職員の責務

教職員においては、法及び条例を踏まえ、次の取り組みを進めることが望まれる。

ア 児童生徒への理解を深め、信頼関係の構築に努め、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、組織的判断のもと迅速に対応する。

イ いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。

ウ いじめが起こらない環境づくりに努めるとともに、自らの言動が児童生徒へのいじめにつながるものがないよう留意をする。

エ 生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

オ 双方の当事者や周りの者にとって好ましい集団生活を取り戻すことができるよう、継続した取り組みを組織的に進める。

## (3) 家庭の責務

家庭は、児童生徒にとって心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有している。

保護者においては、次の取り組みを進めることが望まれる。

- ア 保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- イ 保護する児童生徒の発達段階に応じて、基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める。
- ウ 日頃から家庭において、保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- エ 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- オ 児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支える。

## II 対策の内容に関する事項

### 1 基本方針

稚内市は、いじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために、本基本方針を策定する。

また、いじめ防止等のための対策が体系的かつ計画的に行われるよう、地域の実情に応じた取組みやいじめ防止に資する啓発活動、PDCA サイクルによる本基本方針の点検、見直しを行うものとする。

本基本方針を見直す際には、「法、国の基本方針、道の条例、道の基本方針」等を参酌するとともに、必要に応じて道からの情報提供、指導、助言を得ながら進める。

### 2 組織の設置

#### (1) 校内いじめ対策委員会（各学校）

学校は、いじめの防止やいじめに対する次の措置を組織的、実効的に行うため、校内いじめ対策委員会を置くこととする。

構成員は、学校長・教頭・生徒指導部長・教務主任・いじめ防止担当教諭・学年主任・当該児童生徒学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー・その他協議の内容に応じて外部の専門家の協力を得た者等とし、管理職のリーダーシップの下、情報共有を行いやすい体制とする。

校内いじめ対策組織の役割としては、次のとおりとする。

- ①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ②いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ③いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などにかかる情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめにかかる情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童生

徒に対する聴取・調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- ⑤いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ⑥学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ⑦学校いじめ防止基本方針が事項の実情に即して適切に機能しているかについて、点検、見直しを行う役割
- ⑧「いじめ対策チーム」等の組織による会議を含め、校内いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・保管する役割

## (2) 稚内市いじめ問題対策委員会（稚内市教育委員会）

従前の経緯や事案の特性など踏まえ、学校の対応では重大事態への対処が難しく、いじめの全容を解明することが困難な場合は、「いじめ問題対策委員会（第三者委員会）」を設置し、全容解明及び再発防止を図る。

構成員は公平性、中立性を確保するために、状況に応じて次の中から決定する。

- ①教育・法律・精神保健・心理・人権擁護等に関する専門的知識及び経験を有する者
- ②重大事態を調査・審議するために必要な知識及び経験を有する者

当該重大事態にかかる事実関係を明確にするため、質問票の使用その他適切な方法での調査結果に基づき、対応策を決定する。

市教委は、当該調査にかかるいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査結果や重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

また、調査結果及び対処の状況を市長に報告する。

### 3 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、次により迅速に対応していく。

①学校は、重大事態発生を市教委に報告し、市教委は宗谷教育局その他関係機関に情報提供を行い連携する。

②市教委は、学校と連携し、事実関係を掌握し、被害児童生徒や保護者との連携を十分に図り、いじめ解消に向けて対応を進める。

③市教委は、いじめの全容解明及びいじめの解消に至ることが困難と判断した場合は、「稚内市いじめ問題対策委員会」を設置する。

※この調査は、当該事態の解決を図るため、または当該事態と同様の事態の発生防止を図るためのものであり、民事・刑事上の責任追及等を直接の目的とするものではない。

④稚内市いじめ問題対策委員会は、市教委を通して調査結果を市長に報告する。市長は必要と認める場合にいじめ再調査委員会を設置し、再調査のうえ対策を講じる。

⑤学校は、稚内市いじめ問題対策委員会で決定した具体的な対策を市教委の指導、支援のもとに進めていく。

# いじめ対策フロー図

